

「家がいっね」 第118号

いせ在宅医療クリニック 広報月刊紙

2014. 3. 4

いわずに おれなくなる

いわずに おれなくなる
「とほでは いきれないからだ」

いわずに おれなくなる

「とほでは いきれないからだ」

いわずに おれなくなる

ひとりでは 生きられないからだ

いわずに おれなくなる

ひとりでは 生きられないからだ



まど・みちおさんが104歳まで生きられた。

ひらがなの詩に、子どものような温かい、しかし表裏をしっかりと見逃さない思いをこめられてきた。

1992年『まど・みちお全詩集』を纏めたが、まどさんは、戦争協力詩の2編を掘り出し収めた。あとがきに50年も経った子ども読者にお詫びが繰り返して述べられている。私が驚くのは、まどさんには、協力詩を書いたという記憶が全くなくて、詩集の編纂の中で見つけられた時に大ショックを受けたということ。ご自身が戦前から人間にかぎらず生き物のいのちは、何ものにも優先して守らなくてはならないと考えてきただけに、辛い事実です。これを隠してはならないとした生き方が、以前に増して淡々と詩に現れたと思えます。

連続ドラマからの贈り物！

「なぜ、空襲があると分かって
いるのに、日本の都市住民は逃
げなかったのか」という疑問が
浮かびました。自ら選んだ選択
だったのでしょうか。西門悠太
郎が「火を消すより身を守れ」



と呼びかけた叫びは、今の視聴者には震災同様に率直に受け取られます。しかし逮捕され処罰される社会が70年前にあったと、このドラマは突き付けます。実は「防空法」によって避難を禁止されたのです。疎開は学童など例外的で「御国のために命を捨てて消火せよと強制された」のです。

隣組などの自衛防空組織に過剰な任務を与える根拠を与えたこの法律は、都市から地方へと逃げ出す群衆の発生を抑制しました。さらに1941年には退去禁止と消火義務の規定が制定されました。防空訓練と灯火統制への協力義務とが中心であった防空法が、空襲の猛火からも逃げてはならないというにわかには信じがたいおそろしい法律へと変容していったのです。国家が国民に対して、罰則規定を持つ義務的な形になりました。その結果、多くの国民が命を失い、被害を拡大させたと云えます。(二)検証 防空法「から」



4月からの医療費についてのお願
消費税も上がりますが、医療費は診療報酬という規定で、4月から改定されるため若干の負担増になると思われる。

外来再診料30円↓自己負担3円増(1割の方)

↓9円増(3割負担の方)

なお、4月から70歳を超えられる年齢の方は2割の自己負担になります(従来1割の人は据置)在宅患者さんの場合、24時間対応1月分の負担例が、5860円→6160円(1割の方)です。

いずれも、医療行為に伴う費用負担増で、目に見えるモノを増してお返しできる訳ではありませんが、皆様の心身の不安を少しでも軽くするための努力や相談は充実させて参りますので、何卒ご容赦をお願い申し上げます。



自宅での人生を
最期まで支援します

〒516-0805
三重県伊勢市御園町高向 927
電話 0596-20-8104
ファクス 0596-20-8105

メール homecare@kr.tcp-ip.or.jp
ホームページ <http://isezaitaku.com>